

7. その他の支援金・補助金

No.	質問	回答	備考
1	他の国・都道府県・区市町村等の助成事業等において、不支給となったことがある。本支援金の申請は可能か。	過去に国・都道府県・市区町村等の助成事業等において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けた場合は申請できません。書類不備等による不支給の場合は申請いただけます。	
2	他の物価高騰対策支援金を申請したが、本支援金の対象となるか。	本支援金は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源の一部として活用しているため、国の交付金との重複支給と判断される場合には対象外となります。そのほか、運営費補助を公的機関から受けている場合には、支援が重複するため対象外となる可能性があります。 また、他の支援金等の要件において、複数受給が認められない場合がありますので、そちらも必ずご確認ください。	
3	賃上げを行ったが、事業所の経済的理由により事業活動を縮小せざるを得ない状況となったため、従業員を一時的に休業させ、雇用調整助成金を申請することを検討している。そのため、従業員の賃金が一時的に減ることとなるが、宣誓・同意事項の「引き上げ後1年間は、引き上げ後の賃金水準以上の賃金を継続して支払います」に違反することとなるか。	賃金引き上げ後の水準を1年間継続することとしていることから、事業主都合（事業活動の縮小）により継続することができない場合には、本支援金の支給対象外となります。※事業主の都合により、雇用条件の変更等が行われたと認められる場合には、支援金の返還を求めることとなります。	

7. その他の支援金・補助金

No.	質問	回答	備考
4	国の、中小企業向け「賃上げ促進税制」のを利用して賃上げを実施した際は対象となるか。	賃上げ促進税制を利用していることのみにより、本支援金の対象外とはなりません。ただし、賃上げ促進税制の取扱いにおいて、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合は、当該金額分は給与等増加額から控除されるという取扱いがあります。当該取扱いについては、租税特別措置法に基づいて税務署が判断することとなるため、所轄の税務署に確認をお願いします。	
5	R6.6月に行われた診療報酬、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬改定において、従業員の処遇改善に係る評価が新設されている。これによって賃上げを行った場合も本支援金の賃上げとして申請可能か。	診療報酬、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬のR6.6月改定においては、処遇改善分を含む改定となっているため、本支援金を活用する場合には、賃上げのすみ分けが明確に区別できる場合のみ支給対象になります。	その他の処遇改善加算や各種助成金等、国・県から受給している場合、同様の取り扱いとなる可能性があります。それぞれの具体的な併給可否につきましては、事務局までお問い合わせください。